

江別商工会議所 ななかまど通信

LPガス価格高騰対策緊急支援金(物価高騰対策)のお知らせ

江別市で、エネルギー価格の高騰により収益が悪化している中小企業者等に対する、負担軽減及び事業継続の支援を目的とした支援金制度「LPガス価格高騰対策緊急支援金」が設けられましたので、ご案内申し上げます。

- 対象者 以下のいずれにも該当する者
- (1) 中小企業基本法に定められる中小企業者に該当する者及び個人事業者で令和5年5月末日までに開業している者
 - (2) 市内に事務所又は店舗を有する者
 - (3) 令和4年4月から令和5年5月までの任意の1か月間において、売上高が前年同月と比較して減少している者
 - (4) 令和4年4月から令和5年5月までの任意の1か月間において、給付を受けようとする市内の事務所又は店舗で使用した事業用のLPガスの支払額(税込)が2万円以上且つ前年同月と比較して増加している者。但し、車両の燃料として使用したLPガスを除く。

- 給付金額 事務所又は店舗1件につき50,000円
※支援金は、事務所又は店舗単位で給付します。

- 申請期限 令和5年12月8日(金) 17:00必着

- 申請方法 下記のいずれかの方法により申請
①オンライン申請 ②郵送申請

※詳細は、江別市の当支援金サイトをご覧ください。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/116101.html>

- お問合せ先 江別市経済部商工労働課 TEL:381-1023

特別高圧電力利用事業者緊急支援金のお知らせ

北海道は、電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。(特別高圧電力とは、大型商業施設や工業団地などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことをいいます。)対象となる企業におかれましては、ご検討ください。

- 対象事業者 道内で特別高圧電力を利用する中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)
- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
 - ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること

- 支援金額 令和5年1月利用分から令和5年8月利用分まで:1kWhあたり3.5円
令和5年9月利用分:1kWhあたり1.8円

- 申請期間 令和5年12月22日(金)まで(支援を受けるには申請及び審査が必要です)

※詳細は、当支援事業サイト(<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp/>)をご覧ください。

- お問合せ先 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局
TEL:795-8154(平日9:30~17:30)